

令和7年度 第3回さいたま市地域スポーツ・文化クラブ活動体制整備研究協議会

令和8年3月25日(水)
さいたま市役所別館 第4委員会室

0

本日の内容

(1) 報告

- ①令和7年度 第2回さいたま市地域スポーツ・文化クラブ活動体制整備事業研究協議会での御意見への回答について
- ②本市の今後の取組について

(2) 質疑応答

1

1

①第2回研究協議会の御意見への回答について

- Q1

「まちクラブ」の単位は、学校単位なのか、地域単位なのか。【スライド4，6】
- A1

新たな「地域クラブ」活動の形として、学校単位を基本とした「まちクラブ」に加えて、民間の習い事やスポーツクラブが認定を受けて活動する「認定型地域クラブ活動」を想定している。
そして、「認定型地域クラブ活動」は地域を限定しないことを想定している。
- Q2

生徒たちは、平日と休日の活動に、どのように参加するのか。【スライド5】
平日と休日の参加について、自由度があっても良いのではないか。
- A2

現在モデル校では、基本的に平日と同じ種目の地域クラブ活動に参加している。
休日の地域展開後は、生徒の希望に応じて、平日の部活動と異なる地域クラブ活動への参加もできるようにする。
- Q3

「まちクラブ」の責任の所在は、どのようにになっているのか【スライド7】
- A3

法人格をもたない「まちクラブ」が単独でトラブル対応を行うことは難しい。
トラブルや事故の際の責任の所在は受託者である統括団体と委託者である教育委員会にあると認識。
- Q4

受益者負担については、どのように考えているのか【スライド10】
- A4

受益者負担が必要であることについて、保護者の理解を得ていく必要がある。
令和8年度以降、保護者、児童生徒にアンケート調査を実施し、その結果を踏まえ、受益者負担を円滑に始められるよう、仕組みを整える。

2

2

②市の今後の取組について

学校教育としての部活動は、将来的になくなる。

「地域クラブ活動」を新たに創出することで生徒の活動環境を確保

これまで

これから

学校部活動
<指導者>
・教職員
・部活動指導員 等

学校教育
(義務教育の授業料は無料)

地域クラブ活動
<指導者>
・地域の指導者
・兼業の教職員 等

学校外教育(社会教育・民間教育サービス等)

スポーツクラブ&習い事教室

	学校部活動	地域クラブ活動	スポーツクラブ・習い事
運営主体	学校	地域	民間
主な目的			
技能向上	○	○	◎※各クラブで目的は様々
教育的意義(仲間意識・協調性など)	◎	◎	○
福祉的役割(子どもの居場所)	◎※希望者は全て受入れ	◎※希望者は全て受入れ	△※希望者を全て受け入れるわけではない
指導者の専門性	△※安全指導等の安心感はあるが、経験のない指導者の場合有	○※経験のある指導者	◎
参加費用	◎(無償) ※活動費が発生する場合有	○(安価)	△(高額) ※各クラブで金額は様々
参加期間の自由度	△ ※原則、3年間継続	◎ ※短期・長期も可	◎ ※短期・長期も可
複数参加	△ ※原則、かけもち不可	◎	◎
活動内容の種類	△ ※学校規模により限定的	○ ※生徒のニーズに応じた内容	◎ ※多種多様
持続可能性	× ※少子化・働き方改革のため	◎	○

3

3

②市の今後の取組について

<部活動地域展開の全体のイメージ>

	現在		休日の地域展開後		将来（平日の地域展開後）
学校部活動と「地域クラブ活動」	平日 	休日 	平日 	休日 	平日&休日 
生徒の参加	学校部活動に参加		学校部活動に参加	地域クラブ活動に参加	地域クラブ活動に参加
大会の参加	・学校部活動として参加 ・教職員が引率		・「地域クラブ活動」としての参加を検討 ・「地域クラブ活動」の指導者が引率 ※学校部活動として校外で活動する際は教職員が引率		・「地域クラブ活動」として参加 ・地域の指導者が引率
指導者	・教職員、外部指導者 ※外部指導者とは部活動指導員、部活動サポーター		・平日の学校部活動は教職員、外部指導者 ※兼業の教職員、外部指導者は「地域クラブ活動」の地域の指導者を兼ねることが可能	・休日の「地域クラブ活動」は地域の指導者	・地域の指導者 ※兼業の教職員、外部指導者は地域の指導者として、「地域クラブ活動」の指導を行う
学校の役割	・学校の教育活動の一環として学校部活動を運営 ・校長、教頭が管理監督、教職員が指導		・平日に使用している活動場所や用具をまちクラブに提供 ・鍵や用具の管理等について、まちクラブと連携		・地域クラブ活動に活動場所や用具の提供を継続 ・鍵や用具の管理等について、まちクラブと連携

（R7）リスク法務WG【大会参加に向けた課題の整理】

【大会開催日、運営の課題】

・平日に大会を開催している現状、休日にしか活動がない「地域クラブ活動」の参加が難しい。
・現在の大会運営は中学校体育連盟が中心。「地域クラブ活動」で兼業する教員だけでは運営できない。

（R8）中体連の大会の今後の在り方について、他県や他市の開催状況を共有しながら関係各機関と検討を進める。

（R7）協議会【まちクラブの単位】➡リスク法務WGで検討

Q1 「まちクラブ」の単位は、学校単位なのか、地域単位なのか？

学校単位が基本。将来的には、学校の規模等に応じて、「まちクラブ」を統合して、地域単位とすることも考えられる。

【大会の出場に向けた課題】

・「地域単位」とするためには、「地域クラブ活動」のいくつかのクラブや部活動を併せていく必要がある。
・現在の在籍する学校に希望する部活動がない場合に、他校の拠点校部活動に参加し、大会に出場できる基準が県中体連の例外規定にはある。

（R8）まずは、市内の拠点校部活動が大会に参加できるようにする。

②市の今後の取組について

（R7）協議会【生徒の活動】➡事務局で検討

Q2 生徒たちは、平日と休日の活動に、どのように参加するのか。平日と休日の参加について、自由度があっても良いのではないかな。

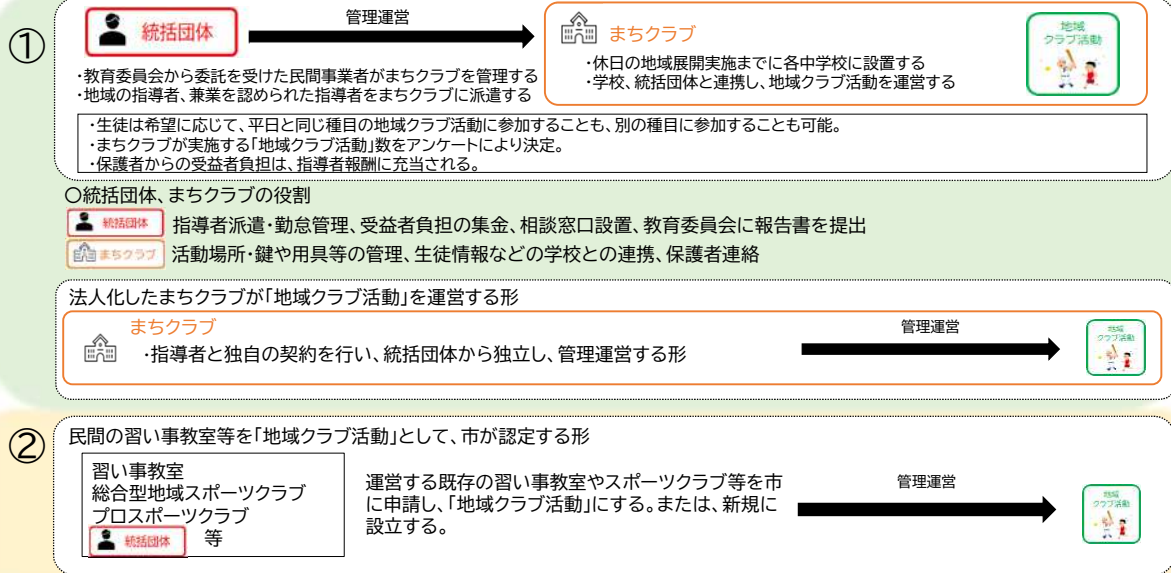
<生徒の活動のイメージ>

・現在モデル校では、基本的に平日と同じ種目の地域クラブ活動に参加している。
・休日の地域展開後は、生徒の希望に応じて、平日の部活動と異なる地域クラブ活動への参加もできるようになる。

	休日の地域展開後		将来（平日の地域展開後）	
	平日	休日	平日	休日
平日・休日とも同じ	サッカー部（部活動）	サッカー（地域クラブ活動）	サッカー（地域クラブ活動）	
平日・休日異なる	美術部（部活動）	ダンス（地域クラブ活動）	美術（地域クラブ活動）	ダンス（地域クラブ活動）
平日のみ参加	バスケットボール部（部活動）	参加しない	バスケットボール（地域クラブ活動）	参加しない
休日のみ参加	参加しない	柔道（地域クラブ活動）	参加しない	柔道（地域クラブ活動）

②市の今後の取組について

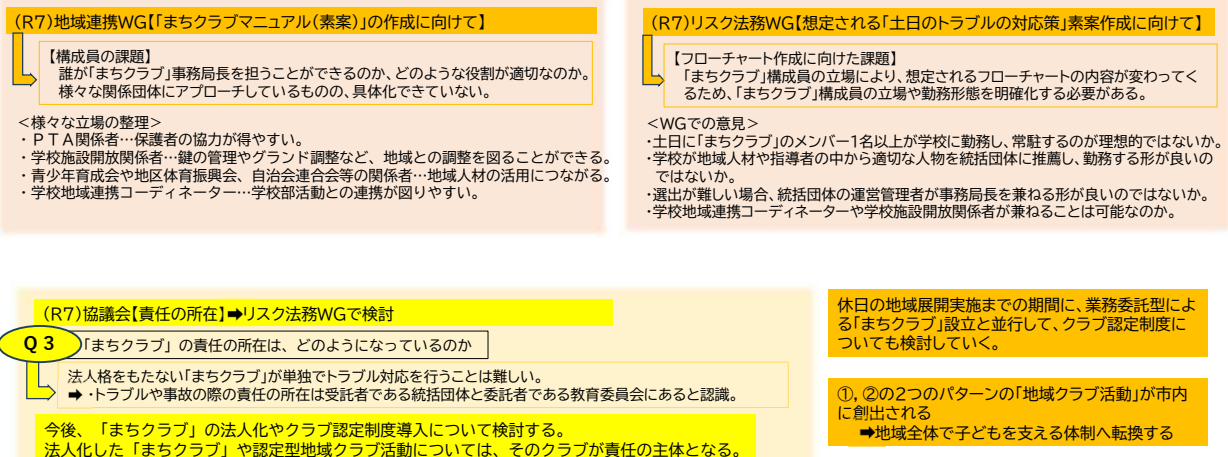
<休日の地域展開後の、新たな「地域クラブ活動」の形>



6

②市の今後の取組について

<休日の地域展開後の、新たな「地域クラブ活動」の形>



7

7

②市の今後の取組について

<本市の受益者負担の考え>

(R7)財政戦略・運営WG【受益者負担額の考え方の整理】

【受益者負担の考え方】

・受益者負担は、指導者報酬に充当 ・統括団体が徴収

【シュミレーション】

- ・休日に活動している現在の市内部活動数は941部活(R6)
- ・すべての部活動を地域クラブ活動すると、休日の指導の指導者報酬のみで年間約9億円の財源が必要＝すべてを市の委託料で賄うことは現実的ではない。
- ・受益者負担額を月3,000円として、約7割の生徒が「地域クラブ活動」に参加する想定で創出可能な「地域クラブ活動」は約560
- ※その他、施設使用料、活動で使用する物品など、他にも費用の負担は生じる。

受益者負担で指導者謝金をすべて賄うため、既存の部活動を全て「地域クラブ活動」にしない。

基金やクラウドファンディングの導入について、引き続き検討する。

(参考)受益者負担シュミレーション

休日に活動する地域クラブ活動数941とした場合

1地域クラブ活動に2名の指導者を配置

941 × 2 = 1,882名

4週/月 × 4h/日 × 12ヶ月 × ¥1,500

= ¥288,000/人

288,000 × 1,882 = 542,016,000円

指導者報酬 542,016,000円(A)

※各学年7000人の生徒が参加(70%)

中1 11ヶ月 77,000人

中2 12ヶ月 84,000人

中3 3ヶ月 21,000人 中1～3 182,000人(B)

(A) ÷ (B) = 2,978円

必要な予算 914,660,000円

受益者負担 542,016,000円

市一般財源 372,644,000円

指導者報酬を受益者負担
(定額会費3,000円)で賄うとした場合

②市の今後の取組について

<受益者負担の試行について>

(R7)財政戦略・運営WG

【受益者負担の試行シュミレーション】

<3つのパターンを検討>

○モデル校のいくつかの既存の「地域クラブ活動」に指導力のある指導者を派遣し、試行

○モデル校の全ての「地域クラブ活動」で試行

○総合型地域スポーツクラブが既存の「地域クラブ活動」を運営し、試行

方法	まちクラブ ・野球 ・サッカー ・バレー ・吹奏楽 ・演劇	モデル校A ・野球 ・サッカー ・吹奏楽	モデル校以外 ・野球 ・バレー ・演劇	総合型地域スポーツクラブ モデル校A ・サッカー
管理運営	統括団体	モデル校A	モデル校以外	総合型地域スポーツクラブ
メリット	・保護者の納得感が得られる。 ・兼業の教員に依存しない「地域クラブ活動」のモデルになる。 ・指導力のある指導者のもとで充実した「地域クラブ活動」を行うことができる。	・地域と協力しやすく、保護者への周知も図りやすい。 ・学校ごとに地域の実態に応じた受益者負担額を決定することができる。	・保護者の納得感が得られる。 ・兼業の教員に依存しない「地域クラブ活動」のモデルになる。 ・指導力のある指導者のもとで充実した「地域クラブ活動」を行うことができる。	・保護者の納得感が得られる。 ・兼業の教員に依存しない「地域クラブ活動」のモデルになる。 ・指導力のある指導者のもとで充実した「地域クラブ活動」を行うことができる。
デメリット	・指導者資格が限定され、全校での開始の際、指導者が不足する。 ・一部の活動に限定され、受益者負担を全校で一斉に開始するための検証にはならない。	・モデル校と、モデル校以外の学校との間で不公平感が出る。 ・他校と不公平な状態での検証は、受益者負担額の検討や参加率の十分な検証にはならない。	・校内の他の「地域クラブ活動」との不公平感が出る。 ・全校展開の際に、全校を運営できる総合型地域スポーツクラブが足りない。 ・全校で一斉に開始するための検証にはならない。	・校内の他の「地域クラブ活動」との不公平感が出る。 ・全校展開の際に、全校を運営できる総合型地域スポーツクラブが足りない。 ・全校で一斉に開始するための検証にはならない。
リスク	・選ばれた種目の選定理由に対する疑義 ・経済的理由による活動離れ	・モデル校の保護者から「なぜうちだけ先行されるのか」という不満の発生	・選ばれた種目の選定理由に対する疑義 ・経済的理由による活動離れ	・選ばれた種目の選定理由に対する疑義 ・経済的理由による活動離れ

- ・一部学校での「地域クラブ活動」における受益者負担の試行は、保護者が不公平感を感じる。
- ・一部モデル校や実証事業で少額でも受益者負担を実施すると、その後増額する際に保護者の納得感を得ることができない。
- ・他の指定都市や県内市町村と同様に、受益者負担の開始には一定の周知期間が必要。
- ・保護者の納得感を優先すると、地域展開の目的が競技力強化であるような誤解につながる。
- ・保護者へのPRと周知を継続的に実施し、全校一斉での開始が適切であると考ええる。

受益者負担は休日の地域展開実施時に 全校で一斉に開始する

②市の今後の取組について

<受益者負担までのスケジュール>

令和8年度	令和9,10年度	令和11年度	～休日地域展開実施
改革実行期間(前期)		改革実行期間(後期)	
●「将来的には、休日の部活動が終了し、地域クラブ活動が開始することに伴って、受益者負担を一齐に開始すること」周知【①】	●児童生徒アンケートの実施(小5,6,中1～3)【③】 →希望種目及び加入率の把握及びその見込みに基づく収支見通しの把握	●児童生徒アンケートの実施(小5,6,中1)【③】 →希望種目及び加入率の把握及びその見込みに基づく収支見通しの把握	◎受益者負担開始
●保護者アンケートの実施【②】 →受当額の範囲、集金方法の把握	●受益者負担と集金方法を周知【⑤】	●アンケートを基に、受益者負担額、集金方法を決定【④】	
●生徒アンケートの実施(中1～3)【③】 →希望種目及び加入率の把握及びその見込みに基づく収支見通しの把握		●受益者負担額と集金方法を周知【⑤】	

(R7) 財政戦略・運営WG【徴収方法・収支見通しの検討】

【アンケートの実施】

Q4 受益者負担については、どのように考えているのか

- 受益者負担が必要であることについて、保護者の理解を得ていく必要がある。
令和8年度以降、保護者、児童生徒にアンケート調査を実施し、その結果を踏まえ、受益者負担を円滑に始められるよう、仕組みを整える。
- ①社会教育である地域クラブ活動が全校で開始することに伴って、受益者負担が全校一斉に開始することを周知する。
 - ②受益者負担額の決定に向けて、受当額の範囲や集金方法の把握のために全校の保護者にアンケートを実施する。
 - ③希望種目及び加入率の見込みに基づく収支見通しを立てるために、児童生徒アンケートを実施する。
 - ④アンケートを基に、受益者負担額、集金方法を検討し、決定する。
 - ⑤受益者負担額と集金方法を3年間かけて、児童生徒、保護者等に周知する。

10

②市の今後の取組について

令和8年度	令和9,10年度	令和11年度	休日の地域展開実施
改革実行期間(前期)		改革実行期間(後期)	
児童生徒、保護者等への部活動地域展開の周知期間			●全校展開開始 ※受益者負担の開始
●将来的には、休日の「学校部活動」が終了し、受益者負担による「地域クラブ活動」を全校で開始することについての周知	●休日の学校部活動終了、受益者負担額 集金方法についての周知	●各まちクラブが設置する地域クラブ 活動内容について児童生徒、保護者への周知	
地域クラブ活動の運営団体(まちクラブ)の運営手法の確立期間			
●まちクラブの立ち上げ実施(モデル校) ●まちクラブの立ち上げ準備(全校)	●まちクラブの立ち上げ(全校) ●まちクラブが統括団体と連携し、 運営体制を確立	●まちクラブによる地域クラブ活動の 設置(全校)	
地域クラブ活動設置に向けた準備期間			
●保護者アンケートの実施 (妥当額の範囲、集金方法を把握) ●生徒アンケートの実施(中1~3) →希望種目及び加入率の見込みに基 づく収支見通しを把握	●受益者負担額、集金方法等を決定 ●児童アンケートの実施(小5, 6, 中1~3) →希望種目及び加入率を把握 ●アンケートを基に、「地域クラブ活動」 を設置する種目、数について検討	●児童アンケートの実施(小5, 6, 中1) →希望種目及び加入率を把握 ●アンケートを基に、「地域クラブ活動」 を設置する種目、数について決定	

(R8～)人材確保、育成WG【指導者の勤務条件の整理、指導力担保のための研修体制の整備】

- 報酬や指導日数、指導体制など、安心して指導が続けられる処遇の検討
- 指導者に最低限必要な資質・能力を身に付けるための研修メニューの検討

(R8～)人材確保、育成WG【さらなる人材確保に向けた取組】

- 指導者確保に向けた関係団体等へのアンケートを実施、情報収集
- 競技・種目ごとの指導可能な指導者数を把握する(約2,500名確保、内訳分析)
- さらなる指導者確保のための関係団体の調査(すべての競技・種目を網羅)

11

11

②市の今後の取組について

<令和8年度の取組>

■児童生徒、保護者等への部活動地域展開の周知

□PRリーフレットを活用し、休日の「学校部活動」がなくなり、将来的には「地域クラブ活動」を全校で開始することについて児童生徒、保護者へ周知する。
※「地域クラブ活動」は受益者負担が必要なことも併せて周知する。

■地域クラブ活動の運営団体(まちクラブ)の運営手法の確立

□「まちクラブマニュアル」を作成し、地域と各中学校が連携して「まちクラブ」を立ち上げることができるようにする。
□「まちクラブ」が、児童生徒アンケートを実施し、把握した希望種目にに基づき、地域クラブ活動を設置する方法を確立する。
□管理を担う団体(民間事業者)と連携し、指導者の研修、危機管理体制等、管理体制を確立する。

■地域クラブ活動設置に向けた準備

□保護者アンケート、他自治体の事例、国の示す基準額を基に受益者負担額を検討する。
□児童生徒アンケートをもとに参加生徒数を試算し、指導者報酬額を検討する。
□児童生徒アンケートを実施し、希望種目及び加入率の見込みを把握し「地域クラブ活動」を設置する種目、数を算出する。

(R8)地域連携WG【広報活動の充実について】

表題

●モデル校の活動内容

・休日の部活動を地域クラブ活動へ
・統括団体から指導者の確保、派遣
・運営方法の検証

●検証内容の成果と課題

＜成果＞
・生徒も保護者も肯定的な評価
・教員の負担軽減
＜課題＞
・教員の協力なしに指導者確保は困難
・地域、保護者への周知、説明が必要

裏面

●FAQ

①全部の学校で実施するの？
②休日の「地域クラブ活動」を全校で実施後は、部活動はどうなるの？
③大会の扱いはどうなるの？
④どんな種目があるの？
⑤家庭の負担はあるの？
⑥どんな種目があるの？



12

12

②市の今後の取組について

<本市の将来的な「地域クラブ活動」の目指す姿>

●学校を生涯スポーツ・文化クラブの拠点にする

- ・「地域が運営し、学校が場を提供する」形は、究極のコミュニティスクールの形
- ・学校単位だけではなく、いくつかの「地域クラブ活動」をあわせていく

●総合型地域スポーツクラブの参入に向けて検討する

- ・学校施設を地域に開放し、学校を生涯スポーツの拠点とする
- ・総合型地域スポーツクラブが学校施設を活用しながら生徒を指導できる環境整備に向けて検討する。

※地域、生徒・保護者に対し、本事業の将来的なイメージを周知する

生徒の持続可能な活動環境を確保するために

「学校部活動はなくなる」 → 新たに「地域クラブ活動」を創出する

13

13